

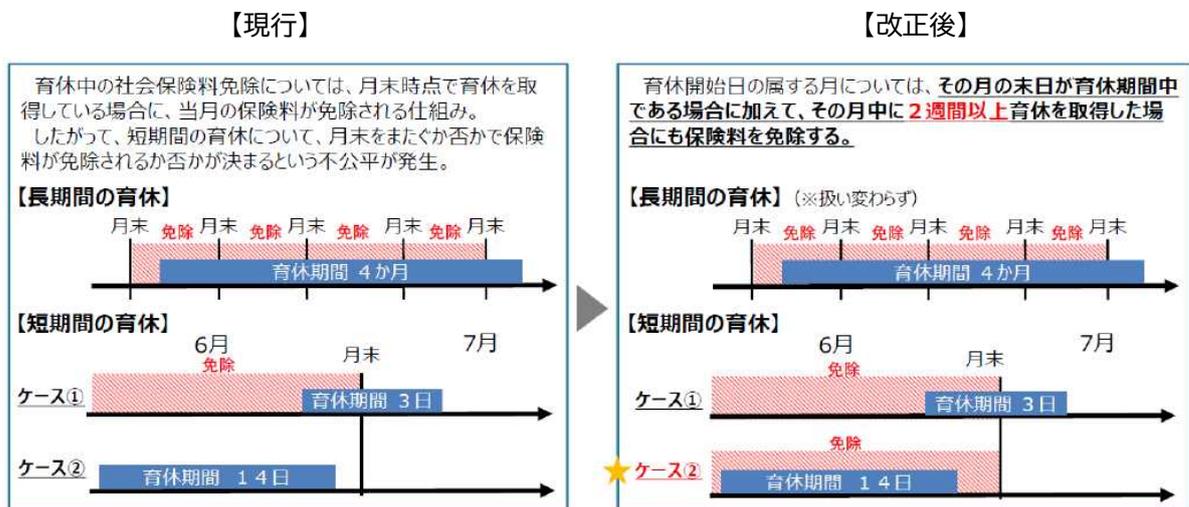
# 育児休業中の社会保険料免除要件の見直しについて

ベネッセグループ健康保険組合

令和3年12月1日

## ●育児休業中の社会保険料免除要件の見直しについて（施行日：令和4年10月1日）

- 育児休業中の社会保険料免除制度の概要：被保険者が育児休業を取得している場合、育児休業中の保険料負担（賞与保険料含む）が免除される。
- 見直しの内容：育児休業中の社会保険料免除は、月末時点で育児休業を取得している場合に当月の保険料が免除される為、月末をまたぐか否かで保険料免除の可否が決まる不公平が発生していたため、該当の月中に2週間以上育児休業を取得した場合にも保険料を免除する。



また、賞与月の月末時点で育児休業を取得していれば、賞与の保険料も免除されていたが、改正後は1か月超の育児休業取得者に限り、賞与保険料の免除対象者とされる。

